

群 町 村 議 発 第 4 2 号
令 和 7 年 1 0 月 1 日

(本県関係 国会議員) 様

群馬県町村議会議長会
会 長 石 内 國 雄

いわゆる「ガソリンの暫定税率」廃止に関する緊急要望について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、ガソリン暫定税率の廃止については、今年中のできるだけ早い時期に実施することが与野党6党で合意され、その後、法律の具体化に向けた議論が進められているところですが、この「ガソリンの暫定税率」による税収は、地方の道路整備や維持管理、老朽化対策などに充てられ、町村にとって極めて貴重な財源となっており、これが廃止された場合は、住民サービスの提供や財政運営に多大な影響を与えることとなります。

これらのことを鑑み、地方六団体及び指定都市市長会は、「いわゆる『ガソリンの暫定税率』廃止に関する緊急提言」（別紙1）を行い、全国町村議会議長会では、「いわゆる『ガソリンの暫定税率』廃止に関する緊急要望」（別紙2）により、要請活動を実施いたしました。

つきましては、主旨ご高察のうえ、安定的な地方財源の確保につきまして、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

いわゆる「ガソリンの暫定税率」廃止に関する緊急提言

本年7月30日、自由民主党、公明党、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、日本共産党の与野党6党は、ガソリン暫定税率の廃止について、地方財政への配慮等の課題を含め、すみやかに与野党合意の上で法案を成立させ、今年中のできるだけ早い時期に実施することとした。これを受け、8月1日に召集された臨時国会中に与野党間の協議体が設置され、法案の具体化に向けた議論が始まっている。

また、同日、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、日本共産党、参政党、日本保守党、社民党の野党7党は、本年11月1日からガソリン暫定税率を廃止する法案を臨時国会に共同提出した。

多くの国民が物価高による家計負担の軽減を求めている状況を背景に、与野党間での早期廃止に向けた議論がより一層加速している。

しかしながら、いわゆる「ガソリンの暫定税率」による税収は、揮発油税、地方揮発油税のほか、軽油引取税をあわせて約1.5兆円と見込まれており、地方の道路整備や維持管理、老朽化対策等にも充てられる重要な財源となっている。また、このうち地方の財源は、軽油引取税及び地方揮発油譲与税を合わせて約5千億円と試算されており、財源の乏しい地方にとって極めて貴重なものとなっている。

地方は「地方創生2.0基本構想」に対応し、安心して生活できる持続可能な地域づくりに取り組む必要がある中、社会インフラの更新や老朽化対策、防災・減災事業などに対する財政需要は今後一層高まっていくと見込まれることを考慮すると、財政需要に対応した安定的な地方財源が確保されなければ、地方の存続そのものが危ぶまれる事態に陥る。

また、各地方自治体においては既に当該財源をもとに令和7年度予算を編成し、各種事業を実施する中、唐突な廃止は財源不足を招き、地方行政が機能不全に陥ることも懸念される。

加えて、暫定税率の廃止はガソリンの消費拡大につながりかねず、二酸化炭素の排出削減の取組が後退するなど、脱炭素化に逆行するとの指摘もある。

このようなことから、いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止については、安定的な行政サービスの提供及び財政運営を担う地方への影響等を十分に考慮し、財源論なき減税が行われることがないよう、地方の減収に対しては代替となる恒久財源を措置するなど、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提に、将来世代の負担にも十分配慮の上、責任ある議論を丁寧に進めていくことを強く求める。

令和7年8月27日

全 国 知 事 会 会 長	村井 嘉浩
全国都道府県議会議長会会長	藏内 勇夫
全 国 市 長 会 会 長	松井 一實
全 国 市 議 会 議 長 会 会 長	丸子 善弘
全 国 町 村 会 会 長	棚野 孝夫
全 国 町 村 議 会 議 長 会 会 長	中本 正廣
指 定 都 市 市 長 会 会 長	久元 喜造

いわゆる「ガソリンの暫定税率」廃止に関する緊急要望

本年7月30日、自由民主党、公明党、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、日本共産党の与野党6党は、ガソリン暫定税率の廃止について、地方財政への配慮等の課題を含め、すみやかに与野党合意の上で法案を成立させ、今年中のできるだけ早い時期に実施することとした。これを受け、8月1日に召集された臨時国会中に与野党間の協議体が設置され、法案の具体化に向けた議論が始まったところであるが、今なお合意には至っていない。

こうした中、8月1日には、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、日本共産党、参政党、日本保守党、社会民主党の野党7党が、本年11月1日からガソリン暫定税率を廃止する法案を臨時国会に共同提出している。

いわゆる「ガソリンの暫定税率」による税収は、揮発油税、地方揮発油税のほか、軽油引取税をあわせて約1.5兆円と見込まれており、地方の道路整備や維持管理、老朽化対策等にも充てられる重要な財源である。このうち地方の財源は、軽油引取税及び地方揮発油譲与税を合わせて約5千億円と試算されており、財源の乏しい地方にとって極めて貴重なものとなっている。

地方が「地方創生2.0基本構想」に対応し、安心して生活できる持続可能な地域づくりに取り組むためには、社会インフラの更新や老朽化対策、防災・減災事業、地域における雇用の確保などを支える安定的な地方財源が必要不可欠である。

また、暫定税率の年度途中における唐突な廃止は、当該財源を基に各種事業を実施中の地方自治体において大きな混乱を招きかねない。

このようなことから、いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止については、安定的な行政サービスの提供及び財政運営を担う地方への影響等を十分に考慮し、財源論なき減税が行われないよう、地方の減収に対して代替となる恒久財源を措置するなど、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提に、将来世代の負担にも十分配慮の上、責任ある議論を丁寧に進めていくことを強く求める。

令和7年9月18日
全国町村議会議長会